

## 東大阪市立地適正化計画の一部変更について

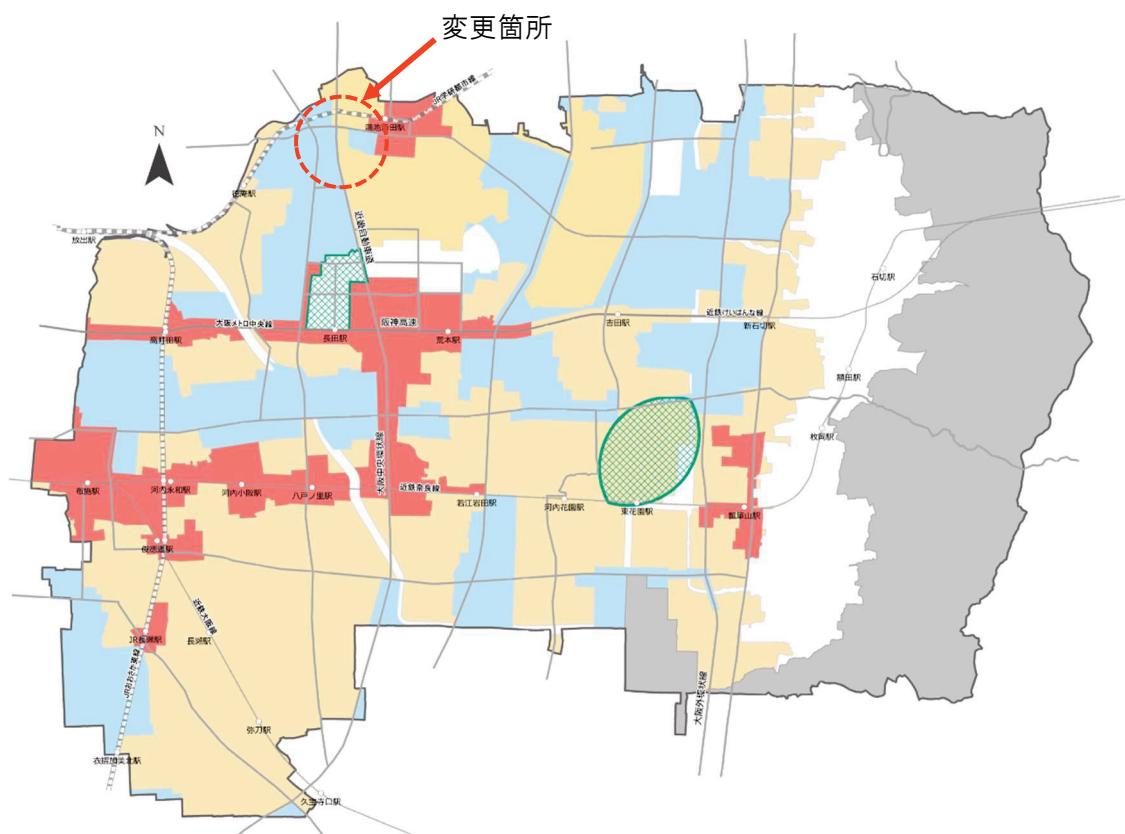
用途地域の見直しによって土地利用の方向性を変更することから、居住誘導区域等を見直すため、東大阪市立地適正化計画を一部変更します。

### 居住誘導区域の見直し

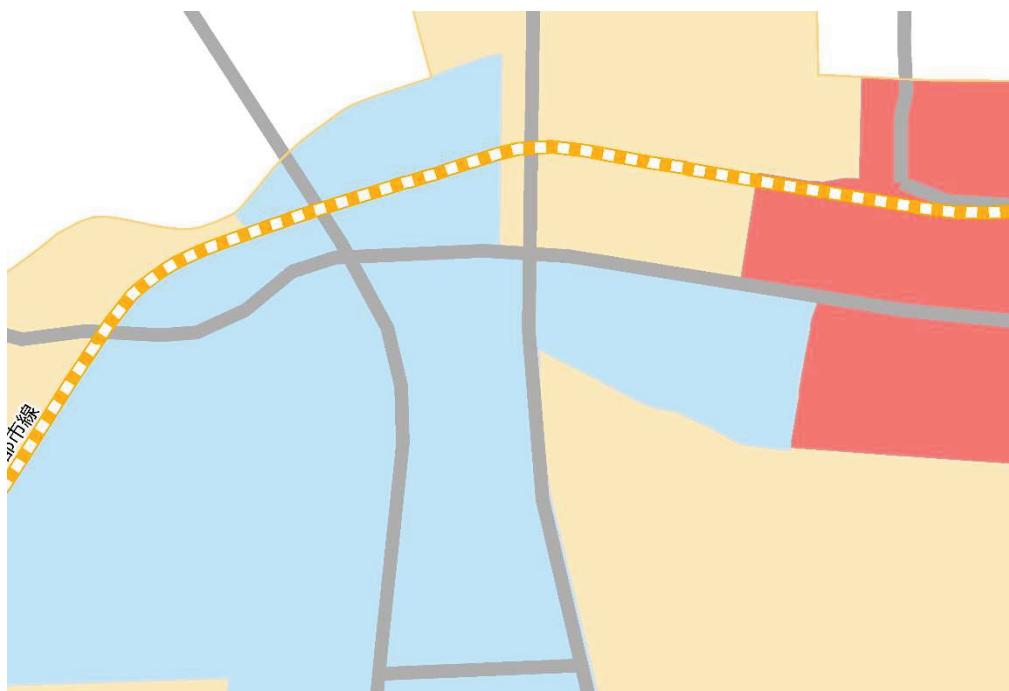
中鴻池町一丁目地区において、準工業地域から近隣商業地域へ変更する区域が「東大阪住工共生まちづくり条例」に基づくモノづくり推進地域から除外されたため、居住誘導区域に設定する。

### モノづくり推進区域の見直し

中鴻池町一丁目地区において、準工業地域から近隣商業地域へ変更する区域が「東大阪住工共生まちづくり条例」に基づくモノづくり推進地域から除外されたため、同様にモノづくり推進区域から除外する。



・変更前



・変更後

